

林業基盤整備資金（利用間伐等推進）の融通取扱要綱

[平成 20 年 4 月 1 日付け 19 林政企第 111 号農林水産事務次官依命通知]

最終改正 令和 8 年 4 月 8 日付け 7 林政企第 169 号

第 1 趣旨

我が国の森林資源は、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、再造林等による森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的な利用を一層推進して引き続き成長産業化に取り組むことにより、2050 年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することが求められている。

このため、特に推進することが求められている利用間伐及び育成複層林等への誘導を目的とした更新伐（以下「利用間伐等」という。）を実施するために林業基盤整備資金（利用間伐等推進）（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）別表第一の八の下欄のり及びヲに掲げる資金（平成 20 年財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）第 5 号の 8 から 10 までに掲げるものに限る。））を融通する措置を講ずることにより、森林資源の適正な管理及び利用を推進していくことを目的とする。

第 2 貸付要件等

本資金の貸付対象事業、貸付対象者及び貸付条件は次に掲げるとおりであり、その詳細は株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。

1 貸付対象事業

貸付対象事業は、利用間伐等に係る計画に基づいて実施する事業とする。ただし、(1)及び(2)の資金を併せて貸し付ける場合に限る。

(1) 次に掲げる事業に必要な資金

- ① 森林の保育、保護、保全等の育林
- ② 造林用附帯施設（造林用簡易宿泊施設、作業道、防火線、造林用機械等）の設置又は改良

(2) 次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債の円滑な支払に必要な資金

- ① 農林漁業金融公庫が融通する資金（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫が融通する資金で平成 20 年 9 月 30 日までに借り受けたものに限る。）
- ② 造林に必要な資金（林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）第 2 条第 1 項に規定する資金をいう。）その他国又は

地方公共団体が融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金（①に掲げる資金を含む。）を除き、平成 20 年 9 月 30 日までに借り受けたものに限る。）

- ③ 株式会社日本政策金融公庫農林水産事業が融通する資金（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫が融通する資金であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に借り受けたものに限る。）

2 貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる者であって、第 3 に定めるところにより令和 25 年 3 月 31 日までに林野庁長官の認定を受けたものとする。

- (1) 林業（育林業に限る。）を営む個人であって、長期収支計画が黒字であるもの
- (2) 林業（育林業に限る。）を営む法人（株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）に限る。）であって、現状において債務超過ではなく、かつ、長期収支計画が黒字であるもの
- (3) 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項第 2 号の規定により林業を営む森林組合であって、現状において債務超過ではなく、かつ、長期収支計画が黒字であるもの
- (4) 分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に規定する森林整備法人であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ① 現状において債務超過ではなく、かつ、長期収支計画が黒字であること（債務超過となる見込みである場合は、地方公共団体からの借入金を資本勘定とみなすことができる。）。
 - ② 分収林特別措置法第 2 条第 3 項に規定する分収林契約の内容の変更、経費節減等経営改善の取組を行っていること。
 - ③ 増資、補助金の交付又は資金の貸付けなど地方公共団体の支援を継続して受け取ることが確実と認められること。

3 貸付条件

貸付条件は、公庫の業務方法書の定めるところによる。

第 3 利用間伐等に係る計画

1 利用間伐等に係る計画の作成

- (1) 本資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」という。）は、利用間伐等に係る計画を作成し、これを林野庁長官に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けるものとする。
- (2) 借入希望者は、利用間伐等に係る計画の作成に当たり、利用間伐等に係る計画の実行可能性等について、都道府県を地区とする森林組合連合会、素材生産業を営む中小企業等協同組合連合会、木材加工業を営む中小企業等協同組合連合会等の団体

の意見を求めるものとする。

2 利用間伐等に係る計画の認定

(1) 林野庁長官は、利用間伐等に係る計画の認定の申請があったときは、次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときに認定を行うものとする。

① 借入希望者が、第2の2の(1)から(4)までに規定するそれぞれの要件を備えたものであること。

② 利用間伐と更新伐の合計事業量が事業実施後5年以内で概ね20%以上増加することが確実と見込まれること。

(2) 林野庁長官は、利用間伐等に係る計画の認定に当たり、利用間伐等に係る計画の実行可能性等について、全国を地区とする森林組合連合会、素材生産業を営む中小企業等協同組合連合会、木材加工業を営む中小企業等協同組合連合会等の団体の意見を求めるものとする。

第4 貸付手続等

1 借入希望者は、借入申込書及び林野庁長官により認定を受けた利用間伐等に係る計画の写しを公庫に提出するものとする。

2 公庫は、内容を審査の上、貸付けの諾否の決定を行い、借入希望者にその旨を通知するものとする。

貸付けの決定は、令和25年3月31日までの間に限りこれを行うものとする。

第5 指導等

本要綱の目的を達成するため、林野庁長官は、本資金の融資を受けた者（森林整備法人にあっては、関係地方公共団体を含む。）に対して、利用間伐等に係る計画が確実に達成されるよう、適切な指導を行うものとする。

第6 その他

本要綱の運用につき必要な事項については、この要綱に定めるものによるほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の林業基盤整備資金（利用間伐推進）の融通措置実施要綱（平成20年4月1日付け19林政企第111号農林水産事務次官依命通知）に基づいて林野庁長官から認定を受けた利用間伐に係る計画は、当該計画のうち資金利用計画及び長期収支の見通しに係る変更を林野庁長官へ届け出た場合に限り、この通知による改正後の認

定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月8日から施行する。
- 2 この通知の改正前の林業基盤整備資金（利用間伐等推進）の融通措置実施要綱（平成20年4月1日付け19林政企第111号農林水産事務次官依命通知）に基づいて林野庁長官から認定を受けた利用間伐等に係る計画は、当該計画のうち資金利用計画及び長期収支計画の見通しに係る変更を林野庁長官へ届け出た場合に限り、この通知による改正後の認定を受けたものとみなす。